第22期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.mixi.co.jp)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社ミクシィ

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年８月５日	2017年８月８日	2018年８月９日
区分及び保有者数	取締役１名 （社外取締役を除く）	取締役２名 （社外取締役を除く）	取締役４名 （社外取締役を除く）
新株予約権の数	470個（注）１	385個（注）１	2,055個 （注）１
目的となる株式の種類及び数	普通株式　47,000株 （注）１	普通株式　38,500株 （注）１	普通株式　205,500株 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額	１円（注）２	１円（注）２	１円（注）２
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,898円	3,944円	1,380円
新株予約権の行使期間	自　2016年８月30日 至　2046年８月29日	自　2017年８月30日 至　2047年８月29日	自　2018年８月30日 至　2048年８月29日
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３	（注）３

名称	第17回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2019年６月26日	2020年６月26日
区分及び保有者数	取締役５名 （社外取締役を除く）	取締役５名 （社外取締役を除く）
新株予約権の数	3,689個（注）１	2,855個（注）１
目的となる株式の種類及び数	普通株式　368,900株 （注）１	普通株式　285,500株 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額	１円 （注）２	１円 （注）２
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	928円	1,065円
新株予約権の行使期間	自　2019年７月17日 至　2049年７月16日	自　2020年７月14日 至　2050年７月13日
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

３．(1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、下記（2）①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が３年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。

② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合

③ 新株予約権者が、会社法第331条第１項第３号又は第４号に該当した場合

④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合

⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第１号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。

(5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	第20回新株予約権
決議年月日	2020年６月26日
区分及び交付者数	執行役員５名
新株予約権の数	335個（注）１
目的となる株式の種類及び数	普通株式　33,500株 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額	１円（注）２
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	－
新株予約権の行使期間	自　2021年７月14日 至　2026年７月13日
新株予約権の行使の条件	（注）３

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

３．(1) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の直前営業日における東京証券取引所における株価終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値、以下同じ。）が、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における株価終値を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権を、以下に定める期間において、既に行使した本新株予約権を含めて以下に定める割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

① 本新株予約権の権利行使期間の初日から１年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30％

② 上記①の期間の終了日の翌日から１年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60％

③ 上記②の期間の終了日の翌日から権利行使期間の最終日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 前３号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

① 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合

② 新株予約権者が、会社法第331条第１項第３号又は第４号に該当した場合

③ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合

④ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号の いずれかの事由に該当していないことを条件として、第１号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(6) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。

(7) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全役職員に周知、徹底する。

② 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。

③ 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。

④ 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関としてリスク・コンプライアンス担当の取締役又は執行役員（以下「リスク管理等担当役員」という。）を任命する。リスク管理等担当役員を責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努める。また、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。

② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。

② 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役及び各本部長の間で、当社各部門及び各グループ会社の事業の状況に関する情報を定期的に報告させ又は共有するとともに、重要事項について必要がある場合には適時に適切な指導・助言を行う。

③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役の職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。

② 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。

(8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制

① 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。

② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。

③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。

(9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。

(10) （8）及び（9）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令又は内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。

② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。

③ 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月１回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役や監査役が、有する知見と経験を活かし、取締役の職務執行の監視・監督を行っています。

取締役会等の重要会議の議事録や、決裁記録等の業務執行の意思決定等に関する重要な記録・文書については、文書管理規程及び情報セキュリティに関連する規程に従い、適切に保管管理をしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社グループのコンプライアンス体制の構築と個別の業務執行についてコンプライアンス確保の支援を目的とする部門を設置し、当社グループの各事業のコンプライアンス確保に努めています。

また、「倫理規程」等の社内規程に基づき、当社グループ役職員に対し、コンプライアンス教育及び情報セキュリティ教育その他職務に応じた研修等を実施しております。

また、外部弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組みについて

リスク管理等担当役員を選任するとともに、同役員を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの重要な事業についてリスクの把握、評価、対応策の指示等のリスク管理活動を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

当社グループは、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施しております。また、当社グループの業務執行の重要事項について、取締役、監査役及び執行役員等に対する情報の共有を定期的に実施しております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して

職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報の交換を行っております。

(6) 監査役による監査について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役、企業集団の取締役、内部監査室その他社員と意見交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	9,698	9,472	171,103	△10,905	179,369
暫定的な会計処理の確定による影響額		188	35		223
暫定的な会計処理の確定を反映した2020年４月１日残高	9,698	9,660	171,138	△10,905	179,592
当期変動額					
剰余金の配当			△8,289		△8,289
親会社株主に帰属する当期純利益			15,692		15,692
自己株式の処分		△40		94	54
利益剰余金から資本剰余金への振替		40	△40		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3			△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△3	7,363	94	7,454
2021年３月31日残高	9,698	9,656	178,502	△10,811	187,046

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2020年４月１日残高	330	201	532	971	65	180,938
暫定的な会計処理の確定による影響額					143	367
暫定的な会計処理の確定を反映した2020年４月１日残高	330	201	532	971	209	181,305
当期変動額						
剰余金の配当						△8,289
親会社株主に帰属する当期純利益						15,692
自己株式の処分						54
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	682	△10	672	310	△153	830
当期変動額合計	682	△10	672	310	△153	8,284
2021年３月31日残高	1,013	191	1,205	1,281	56	189,590

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数　24社

・主要な連結子会社の名称　株式会社チャリ・ロト
株式会社ネットドリーマーズ

② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

（連結の範囲から除いた理由）

株式会社イー・マーキュリー他３社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー

（持分法を適用しない理由）

株式会社イー・マーキュリー他７社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund Ⅰ, L.P.他５社の決算日は12月末日、AAファンド投資事業有限責任組合の決算日は２月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。また、株式会社千葉ジェッツふなばしの決算日は６月末日でありますが、仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） …… 主に定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 …… ６～50年
工具、器具及び備品 …… ２～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア …… ５年
商標権 …… 経済的耐用年数（５～13年）に基づいて償却しております。
顧客関連資産 …… 経済的耐用年数（５～18年）に基づいて償却しております。
その他無形資産 …… 経済的耐用年数（４～５年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. のれん …… 効果の発現する期間を個別に見積もり、その期間（５～13年）で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金 …… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しています。

3．会計上の見積りに関する注記

（投資有価証券の減損）

当社グループでは決算日において、投資有価証券13,928百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、株式の種類に応じて下記のように実施しております。

上場株式については、期末日の時価が取得原価に対し50%以上下落した場合には、個々に回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、株式の実質価額（１株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50％程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる１株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50％程度を下回っている場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

（のれん及びその他無形固定資産の減損）

当社グループは決算日において、のれん及びその他無形固定資産(無形固定資産等)21,870百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、下記の4段階にて実施しております。

(1) 無形固定資産等の含まれる資産又は資産グループ(以下「資産グループ」)の識別

減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」)は資産グループごとに識別しておりますが、当社ではその決定にあたり、子会社ごとに異なった事業を営んでいることから、子会社ごとにグルーピングを行っております。

(2) 減損の兆候の識別

当該資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等に、減損の兆候を識別しております。

(3) 減損の認識

減損の兆候があった資産グループについては中長期の事業計画等を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

(4) 減損の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

上記21,870百万円のうち、1,631百万円が千葉ジェッツふなばしの資産グループに属する金額でありますが、当期において営業活動から生ずる損益、キャッシュ・フローが継続してマイナスとなったこと及び、直近の損益が取得時の事業計画を下回ったことから、上記(2)に従って減損の兆候を識別いたしました。そこで、(3)にて将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定に基づいて割引前将来キャッシュ・フローを算定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回ったために(4)には進まず、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用した将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定は、取得時の事業計画をベースに、コロナの影響や選手報酬の見直しによる追加費用など、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算に反映している変化点及び将来的に継続する変化点を織り込んだ過去の実績や当社経営陣により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定しております。これらは事業戦略の変更や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,224百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	2,649百万円
土地	2,691百万円
計	5,340百万円

②担保に係る債務

短期借入金	343百万円
長期借入金	4,611百万円
計	4,954百万円

5．連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

事業	用途	場所	種類	金額 (百万円)
デジタルエンターテインメント事業	事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウェア	29

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

デジタルエンターテインメント事業において、株式会社ミクシィの運営するECサイトを来期にリニューアルすることから、現ECサイト構築に関連するソフトウェアの来期使用停止が確定しているため、減損損失を認識しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	78,230,850株	－株	－株	78,230,850株

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日取締役会	普通株式	4,144	55	2020年3月31日	2020年6月11日
2020年11月6日取締役会	普通株式	4,144	55	2020年9月30日	2020年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月7日取締役会	普通株式	利益剰余金	4,145	55	2021年3月31日	2021年6月10日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第13回新株予約権（2016年8月5日取締役会決議分）	普通株式	47,000株
第14回新株予約権（2017年8月8日取締役会決議分）	普通株式	38,500株
第15回新株予約権（2018年8月9日取締役会決議分）	普通株式	205,500株
第16回新株予約権（2018年11月8日取締役会決議分）	普通株式	28,900株
第17回新株予約権（2019年6月26日取締役会決議分）	普通株式	368,900株
第18回新株予約権（2019年6月26日取締役会決議分）	普通株式	21,000株
第19回新株予約権（2020年6月26日取締役会決議分）	普通株式	285,500株
第20回新株予約権（2020年6月26日取締役会決議分）	普通株式	33,500株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的に取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）があります。未払金については、そのほとんどが１カ月以内の支払い期日であります。長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）については、主に子会社の設備投資に係る資金調達であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	149,812	149,812	－
② 売掛金	11,706		
貸倒引当金	△46		
	11,659	11,659	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,592	1,592	－
④ 短期借入金	(650)	(650)	－
⑤ 未払金	(8,773)	(8,773)	－
⑥ 未払法人税等	(6,111)	(6,111)	－
⑦ 未払消費税等	(1,638)	(1,638)	－
⑧ 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	(8,276)	(8,276)	△0
⑨ 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）	(1,419)	(1,455)	35

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 短期借入金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等、⑦ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また1年以内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表上は、流動負債「短期借入金」に371百万円が含まれております。）は、長期借入金に含めて表示しております。

⑨ 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また1年以内返済予定の長期未払金（連結貸借対照表上は、流動負債「未払金」に415百万円が含まれております。）は、長期未払金に含めて表示しております。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額6,516百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額5,819百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

8．企業結合等に関する注記

（企業結合に係る暫定的な処理の確定）

株式会社千葉ジェッツふなばし

2019年10月31日付で行われた株式会社千葉ジェッツふなばしとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結計算書類に含まれる比較情報において取得原価の配分に重要な見直しが反映されております。

この結果、主に無形固定資産の顧客関連資産が増加し、暫定的に算定されたのれんの金額939百万円は、会計処理の確定により897百万円減少し、42百万円となっております。

株式会社ネットドリーマーズ

2019年11月29日付で行われた株式会社ネットドリーマーズとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結計算書類に含まれる比較情報において取得原価の配分に重要な見直しが反映されております。

この結果、主に無形固定資産の顧客関連資産が増加し、暫定的に算定されたのれんの金額13,019百万円は、会計処理の確定により4,628百万円減少し、8,391百万円となっております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　2,497円55銭

(2) １株当たり当期純利益　　208円24銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による関連会社化)

当社は、2021年３月22日開催の取締役会において、株式会社ハブ(以下「ハブ」という)が実施する第三者割当増資を連結子会社のTech Growth Capital有限責任事業組合が引き受けることを決議し、2021年４月14日に実施しました。なお、増資引受後の当社のハブへの出資比率は19.96％となり、同社は、持分法適用関連会社となります。

(1) 株式取得の目的

株式会社ハブは、「英国風PUB」を通じ、「感動文化創造事業」を展開することによってすべてのステークホルダーがポジティブになる「場」を提供しており、東北、関東、中部、関西及び九州地域で英国風PUBチェーンを運営しています。デジタルな世の中にあって敢えてアナログな「場」を大切にし、英国PUB文化を日本に普及させることで日本の暮らし・社会をより一層豊かなものにすることを目指しています。当社はSNS「mixi」やスマホアプリ「モンスターストライク」など、友人や家族といった親しい人と一緒に楽しむコミュニケーションサービスを提供してきました。昨年からは「エンタメ×テクノロジーの力で、世界のコミュニケーションを豊かに」を中期経営方針に掲げ、エンターテインメント領域での事業成長に注力しています。今回、コミュニケーションを楽しむ場づくりを重視する両社が持つ経営資源や強みを相互に活用した協業により、両社の企業価値向上を図ることを目的に、業務提携契約の締結に至りました。株式会社ハブが提供するオフラインの場でのコミュニケーションと当社が提供するオンラインのコミュニケーションサービスとを掛け合わせることでシナジーを創出し、双方の事業成長につなげてまいります。

(2) 株式取得の概要

①異動する企業の名称、その事業の内容及び規模

企業の名称　株式会社ハブ

事業の内容　英国風ＰＵＢ事業等

規模　　資本金 1,132百万円

②株式の取得時期

2021年４月14日

③取得した株式の種類と数

普通株式　1,564,900株

④取得価額

１株につき639円（総額999,971,100円）

⑤異動後の所有株式数及び議決権比率

所有株式数　2,517,600株

議決権比率　19.96％

(自己株式の取得)

当社は、2021年５月７日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

自己株式の取得を行う理由　株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	3,800,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合5.04％）
③株式の取得価額の総額	7,500百万円（上限）
④取得期間	2021年５月10日～2022年３月31日
⑤取得の方法	東京証券取引所における市場買付

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金	
2020年４月１日残高	9,698	9,668	－	9,668	－	171,628	171,628
当期変動額							
剰余金の配当				－		△8,289	△8,289
当期純利益				－		16,297	16,297
自己株式の処分			△40	△40			－
オープンイノベーション促進積立金の積立				－	138	△138	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			40	40		△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－			－
当期変動額合計	－	－	－	－	138	7,830	7,968
2021年３月31日残高	9,698	9,668	－	9,668	138	179,459	179,597

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年４月１日残高	△10,905	180,090	331	331	971	181,392
当期変動額						
剰余金の配当		△8,289				△8,289
当期純利益		16,297				16,297
自己株式の処分	94	54				54
オープンイノベーション促進積立金の積立		－				－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	194	194	310	504
当期変動額合計	94	8,062	194	194	310	8,567
2021年３月31日残高	△10,811	188,153	525	525	1,281	189,960

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 …… ６～50年

工具、器具及び備品 …… ２～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しています。

3．会計上の見積りに関する注記

（投資有価証券の減損）

当社では決算日において、投資有価証券9,911百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、株式の種類に応じて下記のように実施しております。

上場株式については、期末日の時価が取得原価に対し50%以上下落した場合には、個々に回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等及び子会社株式については、株式の実質価額（１株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50％程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる１株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50％程度を下回っている場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,996百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,806百万円
長期金銭債権	1,910百万円
短期金銭債務	811百万円

(3) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に関し保証予約を行っております。

株式会社チャリ・ロト	5,835百万円

5．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,554百万円
営業費用	701百万円
営業取引以外の取引による取引高	43百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

事業	用途	場所	種類	金額 (百万円)
デジタルエンターテインメント事業	事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウェア	29

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

デジタルエンターテインメント事業において、株式会社ミクシィの運営するECサイトを来期にリニューアルすることから、現ECサイト構築に関連するソフトウェアの来期使用停止が確定しているため、減損損失を認識しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,856,400株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア	4,019百万円
投資有価証券	393百万円
貸倒引当金	312百万円
賞与引当金	480百万円
未払金	361百万円
未払事業税	285百万円
地代家賃	435百万円
資産除去債務	21百万円
新株予約権	392百万円
前受金	237百万円
その他	263百万円
繰延税金資産小計	7,203百万円
評価性引当額	△1,366百万円
繰延税金資産合計	5,837百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△231百万円
繰延税金負債合計	△231百万円
繰延税金資産の純額	5,605百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社チャリ・ロト	東京都品川区	10百万円	競輪の車券販売事業	(所有)直接100.0%	役員の兼任資金の貸付	資金の貸付(注)1	3,148	短期貸付金	3,148
							利息の受取(注)1	1	―	―
							保証予約(注)2	5,835	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.株式会社チャリ・ロトに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2.保証予約は、三井住友銀行からの借入金5,835百万円に対して付しております。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　2,503円22銭

(2) １株当たり当期純利益　　216円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2021年５月７日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

自己株式の取得を行う理由　株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	3,800,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合5.04%）
③株式の取得価額の総額	7,500百万円（上限）
④取得期間	2021年５月10日～2022年３月31日
⑤取得の方法	東京証券取引所における市場買付